

市営住宅消防用設備等保守点検その1 業務仕様書

和歌山県住宅供給公社（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して次のとおり業務の実施を委託する。

この業務は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、市営住宅及び集会所に設置されている消防用設備等の機器点検及び総合点検を実施するものとする。

1 対象となる消防用設備等の所在地及び数量等

別紙市営住宅消防用設備等一覧による。

2 点検の方法

- (1) 乙は、消防設備士、消防設備点検資格者において、当該設備の点検に必要な資格を有する者により、消防用設備等を消防法第17条の技術上の基準に関して点検を行うものとする。
- (2) (1)による点検結果を消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検方法並び規に点検の結果について報告書の様式（昭和50年消防庁告示第3号）に規定する消防用設備等点検結果報告書により報告するものとする。
- (3) 乙は、甲と協議の上、契約日から令和8年3月4日までの間に機器点検及び総合点検を各1回ずつ計2回実施するものとする。
- (4) 乙は点検実施にあたり、現場設備を十分確認したうえで、各団地自治会長と点検日程等を調整し、工程表を作成すること。

3 点検の注意

- (1) 各団地自治会長と、入居者への点検内容、日程等の案内通知の方法について打ち合わせておくこと。また、入居者への案内通知は余裕を持ち、作業予定周知期間を十分確保すること。
- (2) 避難器具等の点検において、関係する入居者宅へ入室する場合は、当該入居者への事前案内通知は確実に行っておき、作業当日、必要な点検作業が実施できるように調整すること。
- (3) 上記(2)について、点検当日の留守、その他理由により点検できなかった場合は再度日程調整を行い全数点検すること。なお、再度の調整においても点検ができない場合は、変更対応等について別途甲と協議を行うこととする。
- (4) 点検は複数名の点検員で実施し、安全管理に注意するとともに、点検員は各自必要事項を記載した名札を着用することとする。

(5) 現場機器を損傷させないよう、丁寧に点検作業を行うこと。

4 その他

(1) 各点検終了後、消火器の製造年月日を調査した別紙消火器一覧表を提出するものとする。

(2) 各点検終了後、判明した不良箇所を別紙不良箇所一覧表に記載し、写真と共に提出するものとする。

(3) この仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書に準ずるものとし、その他記載なき事項については、甲乙協議するものとする。

5 提出書類

- ・ 工程表
- ・ 現場代理人通知書
- ・ 作業員名簿及び資格証写し
- ・ 緊急連絡体制表
- ・ 作業計画書
- ・ 機器点検・総合点検報告書（各4部）
- ・ 不具合箇所一覧表（4部及び電子データ（Excel形式））
- ・ 消火器点検報告・一覧表（4部及び電子データ（Excel形式））
- ・ 業務写真（1部）
- ・ 業務完了通知書

市営住宅消防用設備等一覧 その1

団地名	階数	戸数	間取り	消火器	非常警報設備		自動火災報知設備				感知器	防排煙設備		避難梯子	連結送水管		屋内消火栓		誘導灯	誘導標識	非常コンセント	粉末消火設備	ガス漏れ警報設備	消防用水	その他
					非常警報装置	音響装置	受信機	総合盤	発信器表示灯	音響装置		制御盤	防火扉		放水口	送水口	加圧装置	消火栓							
向	5	390	3DK	120	13									104					13						
加太城ヶ崎	3	44	2LDK 3DK	29	18									12					3					1	
ラブリー松江	14	170	2LDK 3LDK	139	2	9	1		208	187	916		27	1	25	3			29	6	11	40	1		
西庄	1	14	2DK	3																					
合計		618		291	33	9	1	0	208	187	916	0	27	117	25	3	0	0	16	29	6	11	40	2	

市営住宅団地所在地一覧

団地名	住所	構造	階数
向	和歌山市向 1 9 1 番地	中層耐火	5
加太城ヶ崎	和歌山市加太 1 7 7 4 番地 2	中層耐火	3
ラブリー松江	和歌山市松江北 2 丁目 2 番	高層耐火	14
西庄	和歌山市西庄 1 0 6 3 番地 6	木造平屋	1

